

北谷町プレミアム付デジタル観光商品券事業
加盟店募集要項

1 目的

新型コロナウイルス感染症により大きな影響を受けている北谷町（以下「町」という。）内観光事業者を支援するため、町内宿泊施設の宿泊者に対し、町内で使用できる北谷町プレミアム付デジタル観光商品券（以下「デジタル観光商品券」という。）を発行することにより、町内での観光誘客及び消費喚起を促すことを目的とする。

2 デジタル観光商品券の構成

商品券名称	北谷デジたんたん券
発行総額	4億9,270万円（プレミアム原資1億1,370万円）
対象者数	37,900組（対象者全員がデジタル観光商品券を2セット購入した場合）
購入対象者	事業期間中に北谷町内の加盟店に宿泊した方（1組に1枚の購入引換券を配布）
プレミアム率	30%
販売単位	・1セット6,500円を5,000円で販売（プレミアム原資1,500円） ・購入引換券1枚あたり2セットまで購入可能 ・1円単位で使用可能
配布期間	令和4年12月1日から令和5年2月28日まで ※購入引換券がなくなり次第終了となります。
販売期間	令和4年12月1日から令和5年2月28日まで
利用期間	令和4年12月1日から令和5年3月7日まで
利用可能店舗	町へ加盟店登録の申請を行い登録された町内小売店・飲食店等の中小企業（スーパーマーケット・デパート・ドラッグストア・ガソリンスタンド・大型衣料販売店等を除く）

3 加盟店の参加資格

町内に店舗、事業所を有し、次の各号に該当しない事業者。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を行う者
- (2) 特定の宗教、政治団体と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行う者
- (3) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団員が役員又は代表者として、若しくは実質的に経営に関与している

団体、その他暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している団体等

(4) 次の各号に定める店舗

- ア スーパーマーケット
- イ デパート・百貨店（施設内テナントは登録することができる。）
- ウ ドラッグストアチェーン店
- エ ガソリンスタンド
- オ 宿泊施設（施設内のテナントは登録することができる。）
- カ 大型衣料販売店
- キ その他町長が不相当と認めるもの

加盟店誓約事項

- (1) 加盟店の参加資格を充足していること。
- (2) 加盟店であることが明確になるよう、ステッカーやポスターを利用者からわかりやすい場所に掲示すること。
- (3) デジタル観光商品券は、加盟店が取り扱う商品提供等について使用できるものとし、デジタル観光商品券を現金と引き換えたりしないこと。
- (4) 取引において、デジタル観光商品券の使用を拒否したり、独自の利用制限を設ける等、使用者に不利となる差別的取り扱いを行わないこと。
- (5) デジタル観光商品券を利用できない商品に対して、当商品券での支払いを受付けないこと。
- (6) デジタル観光商品券の利用に際して、消費者からの苦情や紛争が生じ、店舗側の責に帰すると認められる場合は、自ら解決に努めること。
- (7) デジタル観光商品券の取扱い等に関して事務局からの指示等があった場合は、これに従うこと。
- (8) 事務局から事業に必要な資料等の提出を求められた場合は、積極的に協力すること。
- (9) 店舗名及び住所等の情報を事務局へ提供するとともに、当該情報について事業ホームページに掲載することに承諾すること。
- (10) 「暴力団、暴力団員又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者」に該当するか関係機関に照会することに承諾すること。
- (11) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止策を実施すること。
- (12) 事業終了後のアンケートに協力すること。
- (13) その他事務局が規定する加盟店規約を遵守すること。

6 加盟店登録の取り消し


この募集要項に違反する行為が認められた場合、加盟店の登録を取り消す場合があります。この場合において、町は、登録の取り消しによって生じた損害について、賠償の責めを負わないものとします。また、違反行為により損害が発生したときは、請求する場合があります。

7 加盟店登録申込みについて

(1) 申請方法

加盟店として新規に登録しようとする事業者は、次の各申込締切までに加盟店登録用の申請フォームからオンラインで申請してください。

なお、申込締切後も随時加盟店の募集を行います。決済端末の到着が遅くなりますので、お早めに申請してください。

申請フォーム URL	申請フォーム二次元バーコード
https://chatan-digi.com/	

(2) 申込締切

ア CPM方式（おきぎん StarPay 端末）の場合

内容	申込締切	店舗到着予定日
一次締切	11月11日（金）	11月20日（日）
二次締切	11月18日（金）	11月27日（日）
三次締切	11月22日（火）	12月1日（木）
以降、随時登録等を実施。		

イ 電子スタンプ方式の場合

内容	申込締切	店舗到着予定日
一次締切	11月2日（水）	11月26日（土）
二次締切	11月9日（水）	11月26日（土）
三次締切	11月16日（水）	12月3日（土）
四次締切	11月23日（水）	12月10日（土）
以降、随時登録等を実施。		

8 換金について

デジタル観光商品券の換金については、1日～15日分の売上は翌月10日、16日～月末分の売上は翌月25日に加盟店登録時の指定口座へ振り込みます。

なお、加盟店での換金手続きは不要であり、本事業においては、換金手数料及び振込手数料は無料となります。

9 デジタル観光商品券の使用対象外

デジタル観光商品券の利用対象とならないものは、次のとおりです。

- ・出資や債務の支払い（税金、振込手数料、電気・ガス・水道・電話料金など）
- ・有価証券、商品券、ビール券、図書券、切手、印紙、プリペイドカード等の換金性の高いものの購入
- ・たばこ事業法第2条第1項第3号に規定する製造たばこの購入（電子たばこ含む）
- ・事業活動に伴って使用する原材料・機器類及び仕入商品等の購入
- ・不動産、金融商品その他資産形成を伴う商取引
- ・特定の宗教・政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの
- ・風俗営業等の規則及び義務の適正化等に関する法律第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業において提供される役務
- ・国税、地方税や使用料などの公租公課
- ・各加盟店が利用対象外として指定するもの
- ・宿泊料金への支払い
- ・購入引換券及びデジタル観光商品券の交換又は売買
- ・その他、町長が不適当と認めるもの

8 その他留意事項

- (1) この募集要項に記載されていない事項については、町及び事務局がその都度、対応を決定します。
- (2) 事務局の方針等により、内容が変更されることがあります。

9 お問い合わせ先

【沖縄銀行 デジタル事業部 具志堅/稲嶺】

TEL：098-869-1376

開設期間 2022年10月下旬～2022年11月15日（火）

受付時間 9：00～17：00（平日のみ）

【北谷町プレミアム付デジタル観光商品券事業コールセンター】

TEL : 098-901-2141

開設期間 2022年11月16日(水) ~2023年3月15日(水)

受付時間 9:00~18:00 (土・日・祝日含む)